

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年11月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和5年11月6日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄、丸石 正
委 員	南野 靖博、西川 一也、北田 澄子
	岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一
	村上 治、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司

2 本日の欠席委員

土井 一憲

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主任	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第19号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第20号]	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、小林 克重委員と西尾 秀文委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第19号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字上田原54、339、347は正傳寺の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。
譲受人はこれまで上田原地域で別の土地所有者の指導のもと約1反程度の農地で4年程度の農業経営を行っていたため、農業経験は一定程度有しており、今回、譲渡人から売買の相談を受けたため、本人や家族のほか、知り合いの事業所と連携し、土に親しむための野菜等の栽培に着手するため、所有権移転に至ったものです。
なお、11月1日(水)午後1時30分から地区農業委員の小林委員、西尾委員と現地立会い調査を行いました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

昔は、下限面積で20aの制限があったが、法改正でなくなった案件ですか

事務局書記

その通りです。この4月の法改正で下限面積が撤廃されたため、既所有地等と申請面積の合計を考慮する必要はありません。ただし、ほかの審査要件は引き続き残っているので、その要件のみで審査を行います。
現地立会の際に、農機具のあてもあると確認しています。

議長

ほかにありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第20号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第20号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
菰屋新町430-10はなわて水みらいセンターの南側付近です。

現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。
今回は、すでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。

なお、地区農業委員の村上委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。

番号2の場所については、位置図No3をご覧ください。

岡山1-279-15は暇生会病院の北東側付近です。

現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。

なお、地区農業委員の林委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問なし。

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長
全委員
議長

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記